

JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

July 2026 | NO. 159

特集

事件から10年を迎え、 その先も忘れない

Introduction

神奈川県立津久井やまゆり園で、19名の命を奪い、27名の身体を傷つけ、数えきれない関係者の気持ちを踏みにじった、我が国における史上最悪の障害者殺傷事件（以下、やまゆり園事件）から、10年が経ちました。

やまゆり園事件に関しては、入所施設という環境の特性や植松死刑囚が犯行に及ぶまでのプロセスなど、その背景に横たわるインパクトがきわめて大きく、それゆえに多方面からの検証や分析がなされました。とりわけ、植松死刑囚の歪んだ優生思想に基づく言動や、違法薬物の使用歴、さらには精神保健福祉法に基づく措置入院の履歴が事件の直前に集中していたことから、事件直後はあらゆる報道機関がセンセーショナルに取り上げていました。他方で、事件の犠牲となってお亡くなりになった方々が匿名で報道されたことへの議論であったり、入所施設のあり方に関する議論であったりという、いわば事件が起きた背景ともいべきテーマについても、事件直後にはさまざまな意見も聞かれたところです。

ただ、いずれの動きも事件から2～3年を経過すると、定期的に取り上げる媒体が減ってきた印象を受けました。もちろん、マスコミ報道には速報性や重要性が求められますから、いつまでも同じテーマを取り上げ続けることは難しいわけですが、そのような中であって、手前味噌ながら JL NEWS では毎年、必ず7月に近い号で津久井やまゆり園事件を取り上げてきました。

これまでの特集を振り返る

ここで、JL NEWS がこの10年間に取り上げた、やまゆり園事件に関する特集をご紹介します（次頁の表を参照）。特に報道が減ってきた2018（平成30）年度以降について、特集テーマ、特集原稿タイトル、執筆者を示しています。なお、特集の巻頭はすべて又村が担当しています。

このとおり、JL NEWS では事件後からの経過年数に関係なく、できる限り津久井やまゆり園に直接の関係がある方々に特集原稿を依頼してきました。とりわけ、津久井やまゆり園の園長である入倉様、永井様は、繰り返し切

表 JL NEWS の津久井やまゆり園事件関係特集

年度	特集テーマ	特集原稿タイトル	執筆者
2018 （平成 30）	津久井やまゆり園事件から 2 年 —— 未来に向けた希望	障害福祉から世界を変えるという こと	生活介護事業所「カプカプ」所長 鈴木励滋 様
2019 （令和元）	津久井やまゆり園事件から 3 年 —— それぞれの立場で、取り組 みを	ともに生きる社会かながわの実現 に向けた取り組み	神奈川県共生社会推進課課長 一柳和美 様
2020 （令和 2）	本人の意思を大切に、新しい暮 らしの選択を	耳をすませて —— 津久井やまゆり 園と意思決定支援	津久井やまゆり園園長 入倉かおる 様
2021 （令和 3）	5 年という節目を迎え、思いを 新たに	様々な立場から見た“ともに生きる 社会”	NHK 制作局ディレクター 坂川裕野 様
2022 （令和 4）	事件から 6 年、意思決定支援の 取り組みは	津久井やまゆり園における意思決 定支援の課題と展望	神奈川県意思決定支援専門アドバ イザー／和泉短期大学教授 鈴木敏彦 様
2023 （令和 5）	津久井やまゆり園事件に対する 権利条約対日審査総括所見と現 場のリアリティ	あらためて今、思うこと —— 津久井 やまゆり園事件から 7 年	津久井やまゆり園前園長 入倉かおる 様
2024 （令和 6）	常に関心を持ち続けるというこ と	利用者の望む暮らしの実現と、共に ささえあい生きる社会の実現を目 指して	津久井やまゆり園園長 永井清光 様
2025 （令和 7）	忘れえぬ 10 年を迎える前に	神奈川県当事者目線障害福祉推進 条例～ともに生きる社会を目指し て～	神奈川県共生推進本部室 当事者目 線障害福祉グループリーダー 高橋かすみ 様

り口を変え、すでに報道されている内容ではなく、現在の状況や将来への見通しなどを論考くださっています。

10 年を迎え、その先も忘れない

そして、今年の特集でも、永井様に「津久井やまゆり園の歩みと再生への道のり」として節目のご執筆をいた
だきました。今回に限っては、事件から 10 年ということもあり、あえて津久井やまゆり園の成り立ちや、津久井
やまゆり園事件そのものにも触れていただきました。植松死刑囚が 2013（平成 25）年 2 月に臨時的任用職員と
して勤務を始めてから、その後に正規職員として支援員となり、その当時から勤務態度等に関する指導・面接を要
したこと、刺青を入れていたことなどは改めて驚かされます。そして、2016（平成 28）年には自ら衆議院議長
宛てに「犯行予告」とされる内容の手紙を書き、施設内でも重度障害者が生きていくのは不幸という趣旨の発言を
した結果、退職に至った経緯も、事件の背景として重要です。

ただ、それ以上に大切なことは、事件後に入所している方々がどのような暮らしぶり（仮住まい）となり、津
久井やまゆり園がどのように再生し、入所している人への支援がどのように展開されたかです。したがって、その
部分を重点的にご執筆いただきました。

今後も、JL NEWS が続く限り、津久井やまゆり園事件のことを忘れない特集を組んでいきたいと思います。

（一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長／公益社団法人日本発達障害連盟 常務理事 又村あおい）

津久井やまゆり園の歩みと再生への道のり

社会福祉法人かながわ共同会 津久井やまゆり園 園長

永井清光

はじめに

2016（平成 28）年 7 月 26 日に津久井やまゆり園で発生した悲惨な事件におきましては、犠牲になられた 19 の御霊のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様にご悔やみ申し上げます。また、お怪我をされた皆様とそこにご家族の皆様をはじめ、多くの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

津久井やまゆり園の歩み

1) 建設当時の状況

1960（昭和 35）年に精神薄弱者福祉法が施行され、精神薄弱者福祉対策が動きだしたものの、当時は社会復帰の見込みが少ない重度障がい者に対して、手を伸べるいとまがない実情にありました。そのような状況の中で、重度障がい者に対するなんらかの社会的対策の具現化を求める活発な動きとともに、家族からも切実な声が上がりました。

そうした要請にこたえるため、神奈川県では秦野精華園に続いて、重度重複精神薄弱者援護対策を取り上げ、1962（昭和 37）年度に用地の取得と、1963（昭和 38）年度に施設の建設方針が示されました。施設等建物については、1963 年 4 月に着工、翌 64（昭和 39）年 2 月をもって竣工しました。そして、津久井やまゆり園は入所定員 100 名の精神薄弱者援護施設として、1964 年 2 月 28 日に開所、同年 4 月より利用者の入所を開始しました。

2) 第二やまゆり計画に基づく再整備

津久井やまゆり園は、長年の歳月により施設整備が老朽化し、入所者一人あたり基準面積の拡大や二人部

屋、個室化等の福祉ニーズに応えることが困難となっていました。そこで、神奈川県では生活環境の向上と人権尊重の立場から、1992（平成 4）年に第二やまゆり計画に基づき園の再整備に取りかかりました。1994（平成 6）年 4 月の一部完成を経て 1996（平成 8）年 4 月には、新しく再整備された施設で入所定員 160 名の運営を開始しました。

再整備された津久井やまゆり園は「在宅困難な重度で介護度の高い知的障がい者を中心に受け入れる施設」と規定され、また、第二やまゆり計画に基づき同時に整備された厚木精華園は「高齢の知的障がい者や医療的ケアを要する人が安心して生活できる施設」と規定されました。1994 年 6 月に厚木精華園が開所した際には、それまで津久井やまゆり園に入所されていた中高齢の利用者を対象に、約半数の 90 名ほどの方が厚木精華園へ移動されました。

3) 指定管理者による運営を開始

障害福祉を取り巻く法制度が変革期を迎えた 2003（平成 15）年度に、支援費制度が施行され、施設の利用が「措置から契約」に大きく変わりました。こ



津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント

のような状況の下で、津久井やまゆり園は2005（平成17）年度から指定管理者による運営（県立民営化）に移行されることが神奈川県から打ち出されました。

社会福祉法人かながわ共同会は同園の指定管理者を目指して、2004（平成16）年4月に法人事務局内に「津久井やまゆり園受託準備部」を設置。同年7月に指定管理者として選任が決定し、10月には神奈川県から業務を引き継ぐため、津久井やまゆり園内に受託準備部が設置され、2005年度からの運営開始に向けて本格的な引き継ぎが始まりました。同年4月に無事に指定管理者による運営を開始することができましたが、特にみどり会（家族会）と神奈川県から多くのご支援をいただいたことが幸いでした。

4) 地域生活の拠点整備

津久井やまゆり園の指定管理者となった（福）かながわ共同会は、同園に入所する利用者の地域生活移行を目指し、地域生活の拠点整備に取り組みました。グループホーム事業の整備については、2009（平成21）年8月に第1・第2ホーム「ほほえみ・えがお」、2012（平成24）年4月に第3ホーム「ねごっち」、同年10月に第4ホーム「ウイングハイツ」を開所しました。

生活介護事業の整備については、2010（平成22）年7月に寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン」、2012（平成24）年4月に根小屋地区日中活動支援センター「そよかぜ」を開所しました。その他の事業については、2013（平成25）年4月に指定特定相談支援事業所「ライフ」と若柳地区放課後等デイサービス事業所「みらい」を開所しました。

事件の発生と再生への道のり

1) 元職員「植松聖」と事件

2016年に事件を起こすことになる元職員の植松聖は、2012年12月に津久井やまゆり園日中支援課非常勤支援員として採用されました。2013年2月に臨時的任用職員として生活課の支援員を務め、同年4月に常勤職員として正式採用されています。在籍中は勤務態度等について指導・面接を実施することがあり、雇用途中で刺青が発覚しました。

2016年2月に、彼は自ら衆議院議長公邸を訪ね、衆議院議長あての「犯行予告」とされる内容の手紙を職員に渡しました。同時期に、園内において「重度の障がい者が生きていくのは不幸だ」等の発言があり面接を実施、その後退職に至りました。そして同年7月26日の未明、当時26歳の彼は津久井やまゆり園に刃物を所持して侵入し、入所者19人を刺殺、入所者・職員計27人に重軽傷を負わせました。事件当日、園には利用者157人（短期者含む）が入所していました。

2020（令和2）年3月に、植松被告の裁判員裁判の判決公判が横浜地裁でありました。裁判長は被告の完全責任能力を認めた上で、求刑通り死刑を言い渡しました。裁判長は判決理由で、「重度障がい者を殺害すれば不幸が減る。安楽死させる社会が実現し、障がい者に使われていた金を他に使えるようになれば世界平和につながり、自分は先駆者になれる」との考えが犯行動機になったと認定しました。

事件により利用者は居住の場を奪われました。その



津久井やまゆり園での日中活動の様子①

まま園で生活された利用者もいましたが、9月には厚木市内にあった旧七沢ライトホーム建物で33名が仮住まいを開始、また、他の県立施設等に35名が仮入所、帰宅者が8名、入院者が3名といった状況にありました。その後、11月に横浜市港南区芹が谷にあった旧ひば



津久井やまゆり園での日中活動の様子②

りが丘学園建物への移転が決定し、2017（平成29）年4月に、津久井やまゆり園芹が谷園舎として運営を開始しました。

2) 再生への道のり

事件後、神奈川県はみどり会（家族会）や関係者等の要望を受け、同じ場所に同規模の施設の建て替えを目指すとなりました。県のこの方針に対し、2017年1月に行われた公聴会で、一部専門家や障害者関係団体から「障害者の地域移行という社会の潮流に逆行する」「入所者の意見を聴くべきだ」などの異論が出ました。その後、神奈川県が設置した専門家らの会議では、「今後は小規模化し、複数の施設を整備するべきだ」との案が示され、現在の園を取り壊した跡地のほか、入所者が仮移転している横浜市港南区の県施設など、複数の場所を選択肢としました。

3) 津久井やまゆり園再生基本構想

神奈川県は2017年10月に「津久井やまゆり園再生基本構想」を策定しました。再生基本構想では、利用者が安心して安全に生活できる場の確保のため、千木良地域（相模原市）における入所施設に加え、利用

者の仮居住先となっている芹が谷地域（横浜市）における入所施設の整備を進めることを決定。また、利用者から地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を送ることができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組むことが示されました。

利用者にどちらの園で生活していただくか、また、地域生活移行を希望されたときの対応などについては、利用者一人ひとりの意思を尊重すべきであり、利用者の意思決定支援に取り組むことが示されました。意思決定支援は、厚生労働省の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を参考に、その実現に向け、より丁寧に時間をかけて、かつ適切な手続きにより進められました。

4) 意思決定支援の取り組み

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する仕組みです。利用者お一人おひとりには、どんなに重い

障がいのある人でも、それぞれに尊重されるべき意思があります。日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、支援者は丁寧に時間をかけて、かつ適切な手続きにより意思決定支援に取り組む必要があります。

本人への支援は、利用者一人ひと



津久井やまゆり園での日中活動の様子③

りの自己決定の尊重に基づき行うことが原則です。本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人の日常生活における表情、感情、行動に関する情報や、これまでの暮らしにおける様々な情報を把握し、根拠を明確にします。職員等の価値観からは不合理と思われる決定でも、他者への権利侵害がなければ、その選択を尊重します。本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、本人にとっての最善の利益を判断します。その場合は、メリット・デメリットを可能な限り挙げた上で比較検討を行い、多様な視点から本人の意思決定支援を進めます。

準備期として、利用者ご本人を知る作業を進めます。利用者にかかわるすべての人が、意思決定支援の必要性を理解しながら、多角的視点によるアセスメントを繰り返します。ヒアリングシートを作成し、過去から今に至るまでの姿、好きなこと、苦手なことを見つけ、ストレングス（本人と環境の両方にある強さのこと）の視点を持ちながら新たな気づきを得ます。手掛かり・ヒアリングシートの作成にあたっては、これまでの具体的なエピソードをご家族等から聞くなど、生活史や日常生活における意思表示の状況を整理しながら、これまでどのような生活を送ってきたか、どんなことが楽しみで、喜び、興味を持ってきたか、また、苦手なことや嫌だったことは何かを知ります。

共有期として、アセスメントを膨らませる作業を進めます。ご本人を再理解し、手掛かりをどう活かすか、手掛かりをご本人が希望する生活の実現にどうつなげていくかを考えます。また、利用者は施設以外の生活を知りません。これまで施設の中で生活が完結してきた中で、利用者の意思表出を促すような見学や体験などに取り組み、情報提供方法を工夫します。そして、意思決定支援にかかわる関係者の共通理解を深めます。

新しい園の運営

2017 年度に策定された「津久井やまゆり園再生基本構想」の実現のため、新しい津久井やまゆり園の開

設に向けた準備が始まりました。2021（令和 3）年 4 月には津久井やまゆり園が谷園舎に「新施設準備室」を設置し、専従職員 3 名、兼務職員 5 名を配置しました。新施設準備室では、新しい津久井やまゆり園の変更申請等の書類作成など、神奈川県や相模原市と連携を図りながら新施設への移行に向けた準備に取り組みました。

神奈川県は、同年 4 月から利用者の皆様に引越し先をお伝えしました。ご家族・後見人に対しては、同じ内容を通知し、4 月・5 月の家族会で説明、個別面談が必要なご家族・後見人と面談を実施しました。5 月には、利用者を対象とした新しい津久井やまゆり園の見学会を実施しました。当時はコロナ禍で、感染防止対策を取りながら午前中に芹が谷園舎を出発し、津久井地域で運営するグループホーム「ほほえみ・えがお」にて昼食を食べ、午後に新しい津久井やまゆり園を見学しました。当日は快晴に恵まれ、参加された多くの利用者が津久井やまゆり園を懐かしまれていました。

7 月には新しい津久井やまゆり園の開所式が開催され、8 月 1 日に芹が谷園舎から 41 名の利用者が引越しをされ、新しい園が運営を開始しました。2026（令和 8）年 6 月時点で 59 名の利用者が入所されています。新しい津久井やまゆり園では、利用者の地域生活移行を進め、新しい園の運営が始まった 2021 年 8 月以降、これまで利用者 8 名が地域生活へ移行されました。

県に提出した事業計画には、地域生活移行者数の年間目標を 12 名としていますが、受け皿となるグループホームの支援体制や設備等が利用者の障がい特性等に適さない場合や、利用体験を重ねて適したグループホームが見つかった場合でも、ご家族の理解不足により移行を望まれない場合など、多くの課題があります。これからも利用者の望む暮らしの実現を目指して取り組みを進め、当事者目線の障がい福祉の実現と県立障害者支援施設としての役割を果たしてまいります。